

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M M 生

本誌第十九卷第二號最近内務省に於ける路政關係行政處分例中一五八頁「府縣道國庫補助指令さる」とあるは昭和十一年度府縣道國庫補助指令せられたるもの左の如し」と訂正す

府縣道國庫補助指令さる

府縣道改築認可指令さる

昭和十一年度に於て國庫補助を受けて施行する府縣道改良工事にして其の改築認可ありたるもの左の如し。

昭和十一年度府縣道國庫補助指令せられたるもの左の如し。

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
一月二十二日	一五、〇〇〇圓	縣道改修費分擔金	瀬戸鉛山村	和歌山縣
			山梨	
			府縣名	指令年月日
			山梨	昭和十一年二月一日
			工事費總額	
			一五二、四五〇圓	
			國庫補助額	
			四八〇、〇〇〇圓	

道路の改良 第十九卷 第三號

一月二十九日	四二六、〇〇〇	道路橋梁費	和歌山縣
二月一日	一、二〇〇	縣道改良費負擔金	南山村
"	二四、五〇〇	港灣改良費負擔金	沼津市
"	四七、五〇〇	港灣修築費	富來町
"	一一、三〇〇	道路鋪裝費	米澤市
"	九六、〇〇〇	上水道布設費	福良町
二月三日	一一、〇〇〇	砂防工事費國庫分擔金	枋木縣
"	一、五〇〇	道路改修費	飯野村
"	四、〇〇〇	間道改修費負擔金	北魚目村
"	六、八〇〇	道路鋪裝工事費	松本市
"	二七、七〇〇	港灣修築費寄附金	常滑町
"	一一、六〇〇	河川改修費負擔金	石越村
"	一二九、二〇〇	道路改良並砂防費	和歌山縣
"	三、〇〇〇	道路改修費	新谷村
"	三、二〇〇	河川改良費負擔金	佐土原村
"	一、六〇〇	道路改良事業費	神島内村
"	二四〇、〇〇〇	上水道布設費	山中町
"	九九、〇〇〇	災害土木復舊費	香川縣
二月四日	五、〇〇〇	河川改修費負擔金	戶澤町
"	三二、〇〇〇	失業應急道路新築改良費	福山市
"	九〇、〇〇〇	失業應急土木事業費	廣島縣

二月四日	八四、〇〇〇	指定府縣道改良費	石川縣
"	五、〇〇〇	道路改良費	宇氣村
"	一三、三〇〇	東北振興港灣修築費分擔金	加茂町
"	七〇、〇〇〇	港灣修築費寄附金	和歌山市
"	二二、五〇〇	河川改修費寄附金	"
"	三三、九〇〇	港灣修築費寄附金	"
"	一〇四、〇〇〇	河川改良事業費	栃木縣
"	六一七、七〇〇	道路橋梁港灣修築費	靜岡縣
"	九三、〇〇〇	指定府縣道改良費	長野縣
"	七四、七〇〇	河川改良事業費	青森縣
"	三一、七〇〇	"	"
二月五日	一〇、〇〇〇	道路新設復舊費	左澤町
"	一六、二〇〇	河川改修費分擔金	青森縣
"	一、七七四、〇〇〇	上水道擴張費	横濱市
二月八日	三〇、〇〇〇	町村道改修費	彦根町
二月九日	五三五、〇〇〇	災害土木復舊費	佐賀縣
"	二九九、〇〇〇	"	栃木縣

◎内務省告示第四十七號

道路法第三十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

ハ改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

昭和十二年一月二十八日 内務大臣 潮 惠之輔

路線名

區間

工事開始ノ期日

一號

自三重縣桑名郡城南村
至同縣三重郡川越村

昭和十年一月二十九日

◎内務省告示第五十二號

◎内務省告示第四十八號

昭和十年四月内務省告示第三百三號「延岡市大字新町」ト
アルヲ「延岡市大字南町」ニ改ム
昭和十二年一月二十九日 内務大臣 潮 惠之輔

昭和十一年六月内務省告示第三百六十二號中「荏原區戸越

町トアルヲ「品川區西大崎一丁目」ニ改ム

(参照)

昭和十二年一月二十八日 内務大臣 潮 惠之輔

(参照)

昭和十一年六月十七日内務省告示第三百六十二號ハ新設又ハ

改築ヲ爲スヘキ國道路路線名、區間及工事開始期日ノ件ナリ

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

府縣名	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
長野	大同電力株式会社	電氣裝置	長野縣西筑摩郡上松町地内	一、一九
福岡	内務大臣	道路改築	福岡縣石城郡平町、神谷村地内	一、二二
福岡	福岡縣知事	道路改築	福岡縣企救郡企救町、小倉市	〃
福岡	福岡縣知事	道路改築	大字小野野地内	〃
兵庫	兵庫縣知事	道路改築	福岡縣若松市大字拂川、雲住鹽屋地内	〃
兵庫	兵庫縣神戸市長	道路改築	兵庫縣神戸市林田區五番町七丁目、五番町 八丁目、六番町七丁目、六番町八丁目、大 塚町一丁目、長田町一丁目地内	〃

長野 東京 福岡 東京 愛知 山口 高知 東京 東京 京都 愛媛 大阪 秋田 愛知 福岡 大阪 靜岡 兵庫

東信電氣株式會社
 東京府東京市
 福岡縣大牟田市
 東京府東京市長
 愛知縣知事
 山口縣宇都市長
 高知縣知事
 東京府東京市向島區
 東京府東京市長
 京都府知事
 愛媛縣知事
 大阪府
 秋田縣知事
 愛知縣名古屋市長
 福岡縣大牟田市
 大阪府泉北郡取名村長
 大阪府中河內郡長瀬村
 靜岡縣濱松市長
 三木電氣鐵道株式會社

電氣裝置
 水道擴張
 公園設置
 道路新設及改築
 道路改築
 道路改築
 道路改築
 道路改築
 學校建設
 道路改築
 河川改修
 河川改修
 用水幹線改良
 河川改修
 學校敷地擴張
 水道水源改築
 道路新設
 學校敷地擴張
 道路新設
 鐵道敷設

長野縣南佐久郡中込町、
 北佐久郡高瀬村地内、
 東京府東京市葛飾區金町一丁目、
 柴又一丁目、
 福岡縣大牟田市寶坂町二丁目、昭和町、若
 宮町、三池郡駛馬村地内、
 東京府東京市四谷區左門町、須賀町地内
 愛知縣葉栗郡地方村、小曾川町、中島郡今
 勢村地内、
 山口縣宇都市大字沖宇部、中宇部、
 上宇部地内、
 高知縣高知市旭町三丁目地内、
 東京府東京市向島區吾嬬町西六丁目地内、
 東京府東京市四谷區北伊賀町新堀江町、箆
 筒町、麴町十二丁目、麴町十一丁目地内、
 京都府葛野郡中川村地内、
 愛媛縣溫泉郡石井村、奈土村地内、
 大阪府北河內郡二島村、古宮村、大和田村、
 門真村、庭窪村、九個莊村、四宮村地内、
 秋田縣鹿角郡花輪町、尾去澤町地内、
 愛知縣名古屋市長區中道町一丁目地内、
 熊本縣玉名郡清里村地内、
 大阪府泉北郡取名村地内、
 大阪府中河內郡長瀬村地内、
 靜岡縣濱松市西伊場町地内、
 兵庫縣明石郡押部谷村、美慶郡志築村、別
 所村、久留美村、三木町地内、

千葉

佐原町、本新島村間 (延長)
佐原驛、鹿島町間 (新規)

香取參宮自動車株式會社
石橋濠外二名

不兔評

○軌道法に依る申請に對する處分

北海道

○函館急行鐵道 軌道工事竣功期限延期却下

並特許取消

函館急行鐵道株式會社申請に係る函館市萬代町起點一、九一五米、大野終點間軌道竣功期限を昭和十二年十月三十一日迄延期するの件は一月二十一日監第四六一六號を以て内務鐵道兩大臣より却下せられ、同時に函館市萬代町、龜田郡大野村間(昭和三年特許全線)軌道は軌道法第二十七條に依り其の特許を取消されたり。

○湧別軌道 運輸營業休止許可

湧別軌道株式會社申請に係る全線に涉り積雪多量にして運輸困難なるに依り運輸營業を一月一日より四月二十日迄休止するの件は一月二十九日監第三二八號を以て内務鐵道

兩大臣より許可ありたり。

○余市臨港 電氣動力ニ關スル工事施行認可

申請期限延期却下

余市臨港軌道株式會社申請に係る余市驛、山確町間電氣動力に關する工事施行認可申請期限を昭和十三年三月三十一日迄延期の件は蒸汽及瓦斯倫を動力として至急電氣動力廢止認可申請を爲すべき通牒を附して二月八日監第四四四號を以て内務鐵道兩大臣より却下せられたり。

千葉縣

○成田鐵道 線路及工事方法變更認可

成田鐵道株式會社申請に係る省線成田驛改築に伴ひ省線驛前停留場配線及京成電車前停留場附近線路一部變更の件は一月二十九日監第一五二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

○東京市營 電動客車設計變更認可及軌道中心間隔特別設計許可

東京市申請に係る一〇〇〇形電動客車を半鋼製小形ボギー車（一二〇〇形と稱す）に設計變更の件及軌道中心間隔特別設計の件は一月二十一日監第二九三號を以て内務鐵道兩大臣より夫々認可並許可ありたり。

○東京市營 電氣工事方法變更認可

東京市申請に係る駕籠町、巢鴨車庫前間電氣軌道方式架空複線式を架空單線式となすに因る電氣工事方法變更の件は一月二十一日監第一一〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 電氣工事方法變更認可

東京市申請に係る明治神宮前停留場附近電車線支持用鐵柱の位置を變更するに因る軌道工事方法變更の件は一月二十七日監第一四七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 電氣工事方法變更認可

東京市申請に係る神谷町、札ノ辻間電氣軌道方式架空複線式を架空單線式となすに因る電氣工事方法變更の件は二月四日監第三六六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

長野縣

○松本電鐵 手用制動機省略特別設計許可

松本電氣軌道株式會社申請に係るボギー四輪車大輛に對する手用制動機省略特別設計の件は一月二十七日監第一四六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

○金澤電軌 貨物運輸起業廢止許可

金澤電氣軌道株式會社申請に係る全線貨物運輸起業廢止の件は二月五日監第四三七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡縣

○濱松電鐵 軌道運輸營業廢止許可

濱松電氣軌道株式會社申請に係る遠州馬込、中ノ町間軌

道運輸營業廢止の件は昭和十二年五月三日に廢止すべきものと
して二月四日監第三二四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

○大阪市營 假設工事施行認可

大阪市申請に係る築港線千船橋改築の爲必要を生じたる假線敷設（延長一八五米三）の件は使用期限を昭和十三年六月十八日迄として一月十九日監第一九〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 假設工事施行認可

大阪市申請に係る梅田善源寺町線都島橋改築工事施行に伴ふ假設敷設延長二二七米五の件は使用期限を昭和十四年一月十八日迄として一月十九日監第一九一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 停留場特別設計許可

大阪市申請に係る城南線森之宮西之町停留場位置變更に伴ひ停留場勾配（千分三十三）特別設計の件は二月五日監

第三六二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪堺電鐵 抵當證書記載事項並元利支拂豫

算變更認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る大阪港土地株式會社を債權者とする抵當權設定契約證書記載事項中、元金辨濟期を昭和十三年六月三十日、利率を年五分、利息支拂期を毎月一日一分前拂に變更するに因る抵當證書記載事項變更の件並右に伴ふ元利支拂豫算變更の件は二月八日監第六〇五號を以て内務鐵道及遞信三大臣より認可ありたり。

兵庫縣

○阪神急行電鐵 停留場工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸停留場（高架）床下「フラットスラブ」式鐵筋混凝土構造物の一部を變更するの件は本工事終了迄該工事に關係せる二番線の運轉を休止すべきものとして一月十八日監第一四六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市營 電動客車設計變更認可

神戸市申請に係る電動客車々輛の兩端部に赤色尾燈を裝置するに因る電動客車設計變更の件は二月五日監第三六三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市營 軌道電氣工事方法變更認可

神戸市申請に係る有馬道變電所に一〇〇キロワット水銀整流器一臺増設し楠橋變電所より饋電中の電車線路に饋電し、楠橋變電所三〇〇キロワット廻轉變流機を兩變電所の電鐵用共通豫備となすに因る電氣工事方法變更の件は二月五日監第四三六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市營 軌道工事方法變更認可

神戸市申請に係る楠町六丁目交叉點に於ける電車信號設備を撤廢し自動式交通信號機に依り運轉せんとするに因る軌道工事方法變更の件は二月八日監第五二四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり、

○阪神電鐵 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る鳴尾停留場構内地下道

の上屋を廢止し混凝土床版と爲し、渡瀬橋梁橋臺を改築するに因る軌道工事方法變更の件は二月十日監第五〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 電動客車設計變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る電動客車設計變更の件は二月十日監第五九〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

○合同電氣 軌道工事方法變更認可

合同電氣株式會社申請に係る本線起點一一杆〇二四、一二杆三三一間併用軌道敷を今回縣施行鋪裝工事施要に伴ひ同時に板石鋪裝と爲すに因る軌道工事方法變更の件は一月二十九日監第二二九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大分縣

○別府大分電鐵 線路及工事方法變更認可並

車體外有效幅員特別設計許

可

別府大分電鐵株式會社申請に係る大分郡八幡村地内二軒

二〇三軌道を國道改良工事施行に伴ひ線路を移設し橋梁、

軌條、停留場、電車線路等を變更するに因る線路及工事方

法變更の件並該區間車體外有効幅員特別設計の件は二月五

日監第三六四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

北海道

○帝國電力 軌道起業廢止許可

帝國電力株式會社申請に係る函館市萬代町、上磯町間七

軒四六軌道起業廢止の件は二月十八日監第四六一號を以て

内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

富山縣

○富山市營 軌道工事方法變更認可並軌道鋪

裝期限延期許可

富山市申請に係る本線、支線、吳羽線、東部線中一部軌

道面を板石鋪裝となすに因る軌道工事方法變更の件は二月

十七日監第五八八號を以て内務鐵道兩大臣より認可あり、

東部線中上り立町、東田地方間軌道鋪裝期限を昭和十二年

三月三十一日迄、通坊前、上り立町間は昭和十二年七月三

十一日迄夫々延期の件は二月十七日監第五九一號を以て内

務鐵道兩大臣より許可ありたり。

軌道特許失效

大正十年十一月十四日熊本市に對し特許したる軌道中熊

本縣熊本市東坪井町同市池田町間、同市藥園町、同市黒髮

町間及同市水道町、同市新鍛冶屋町間軌道は指定の期限迄

に工事施行認可申請を爲さざる爲特許は、其の効力を失へる

旨二月九日官報に掲載せられたり。

×
—
×

×
—
×